

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年12月4日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私共（NPO法人〇〇が県に提出及び協議書及び申請書、回答書、公開請求書、審査請求書に関する関係書類全部（過去5年間） 農林水産部〇〇、農山漁村振興課、生産基盤課、〇〇部〇〇、県庁ふれあい室」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年2月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書として特定非営利活動法人〇〇が過去5年間に県へ提出した、別表の請求（21件）に係る請求書及び当該請求に対する決定通知書の写し（農山漁村振興課及び生産基盤課に係るものを除く。）を特定し、条例第8条第2号に該当するとして全部を非公開とする公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年2月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和4年7月29日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類（私と県とが）協議した書類であり、そこに、NPO法人〇〇事務局長と本人が名記した書類なので出せと主張する。」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書とは、請求日の令和2年12月4日から過去5年の間に、審査請求人が事務局長を務める特定非営利活動法人〇〇から提出された公文書公開請求書及び当該請求に対する決定通知書の写しであって、〇〇総合県民局〇〇部<〇〇>が保有するものである。

実施機関は、保存期間が満了したことにより廃棄したものを除き、本件請求に対応する公文書を漏れなく特定した上で本件処分を行っている。

また、実施機関は、条例第8条第2号に規定する法人の正当な権利利益に関する非公開情報に該当することから、本件公文書の全てを非公開とした。

本件公文書を公開することによって、特定の法人がどのような内容の公文書公開請求をしたという情報が明らかになること、当該情報は、法人の事業活動に関する情報であり、かつ、当該法人の内部管理に属する情報であることから、条例第8条第2号に規定する非公開情報に該当する。なお、条例第9条第1項において、「公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」とあるが、今回の請求対象は特定の法人が請求したものであり、当該法人の名称、所在地又は様式の枠の部分のみを公開することは有意なものとは認められない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年7月29日	諮問
令和7年6月25日 第1部会（第24回）	審議
同年 7月28日 第1部会（第25回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、令和2年12月4日から過去5年の間に、特定非営利活動法人〇〇から提出された公文書公開請求書及び当該請求に対する決定通知書の写しであって、〇〇総合県民局〇〇部<〇〇>が保有するものの公開を求めるものである。

本件公文書に記録された情報が条例第8条第2号に規定する法人の正当な権利利益に関する非公開情報に該当するとして、実施機関が本件公文書の全てを非公開としたことに対し、審査請求人は本件公文書を公開すべきである旨主張しているため、実施機関が本件公文書を非公開としたことの妥当性について、以下検討することとする。

2 条例の規定について

(1) 条例の非公開情報について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

ア 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人の権利利益を保護する観点から、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めたものである。

イ 条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、

財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

(2) 公文書の部分公開義務について

条例第9条は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が含まれている場合における実施機関の部分公開義務を定めるものである。

すなわち、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、実施機関は、当該部分を除いた部分を公開すべきであるが、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、部分公開義務は生じないとするものである。

「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている内容が、公開しても意味がないと客観的に認められる場合を意味するものとされている。例えば、残りの部分に記載されている内容が無意味な文字や数字の羅列となる場合、単に様式だけとなる場合等である。

なお、残りの部分に記載された情報が有意なものであるかどうかの判断は、請求者の主観的意図との関係によって判断すべきものではなく、社会的常識に照らし客観的に決めるべきものとされている。

3 公文書公開請求書に記録された情報の非公開情報該当性について

本件公文書のうち公文書公開請求書には、請求者である法人の名称、主たる事務所の所在地並びに事務局長の氏名及び携帯電話番号、公開請求をする公文書の件名及び公開の方法並びに実施機関の受付印が記録されている。

(1) 公文書の件名及び公開の方法について

公文書の件名及び公開の方法は、特定の法人がどのような内容の公文書公開請求をしたかという情報であり、公にすることにより、当該法人の活動方針や情報収集をしている分野が推測される可能性がある。このような情報を当該法人の意思にかかわらず公開することは、社会通念上当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあるものと認められるから、当該情報は法人の内部管理に属する情報として、条例第8条第2号に該当する。

(2) 法人の事務局長の氏名及び携帯電話番号について

事務局長の氏名及び携帯電話番号は、いずれも個人に関する情報であって、これらの記述等によって特定の個人を識別することができるものであるから、条例第8条第1号に該当する。

4 公文書公開請求書の部分公開の適否について

公文書公開請求書に記録された情報で、非公開情報に該当したものを除いた、請求者である法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに実施機関の受付印について、部分公開をすべきかを以下検討する。

(1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地について

本件請求は、特定の法人に関して実施機関が作成し、又は取得した公文書公開請求書等の書類の公開を求めるものであることからすると、当該法人の名称及び所在地は有意な情報であるとは認められない。

(2) 実施機関の受付印について

実施機関の受付印の情報は、本件請求に係る公文書非公開決定通知書に記載された事務担当課等及び公文書公開請求の日付と同じ内容であるから、実施機関の受付印は、有意な情報であるとは認められない。

(3) 部分公開の適否について

公文書公開請求書は、条例第9条第1項ただし書に該当するため、その全部を非公開とした実施機関の説明に不合理な点はない。

5 公開決定等の通知書について

本件公文書のうち公開決定等の通知書には、特定の法人からの公文書公開請求に対して、実施機関が、いつ、どのような処分を行ったかという情報が記録されている。当該情報は、3(1)と同様に、法人の内部管理に属する情報として、条例第8条第2号に該当する。また、公開決定通知書に記載された法人の事務局長の氏名は、3(2)と同様に、条例第8条第1号に該当する。

公開決定等の通知書から非公開情報の部分を除いた部分には、法人の名称が記録されているが、4(1)と同様に、当該情報は有意な情報であるとは認められない。

したがって、公開決定等の通知書についても、条例第9条第1項ただし書に該当するため、その全部を非公開とした実施機関の説明に不合理な点はない。

6 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	

別表

平成29年2月16日付け公文書公開請求
 平成29年2月24日付け公文書公開請求
 平成29年7月11日付け公文書公開請求
 平成29年8月4日付け公文書公開請求
 平成29年10月20日付け公文書公開請求
 平成30年4月13日付け公文書公開請求
 平成30年5月31日付け公文書公開請求
 平成30年6月12日付け公文書公開請求
 平成30年8月1日付け公文書公開請求
 平成30年10月5日付け公文書公開請求
 令和元年5月27日付け公文書公開請求
 令和元年6月7日付け公文書公開請求
 令和元年6月28日付け公文書公開請求
 令和元年7月22日付け公文書公開請求
 令和元年8月2日付け公文書公開請求
 令和元年8月22日付け公文書公開請求
 令和元年9月9日付け公文書公開請求
 令和元年9月30日付け公文書公開請求
 令和元年9月30日付け公文書公開請求
 令和2年7月16日付け公文書公開請求
 令和2年8月3日付け公文書公開請求